

## 東日本大震災などによる被災者に係る一部負担金等の 免除に関する取扱いについて

千葉市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第4号に基づき、東日本大震災（以下「震災」という。）などによる被災者に係る国民健康保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する取扱いについては、次のとおりとする。

### 1 免除対象国保被保険者

免除対象国保被保険者（以下「免除対象者」という）は、次の（1）又は（2）に該当するもので、下記2「免除できる要件」のいずれかに該当するものとする。

- （1）震災発生時に本市の国民健康保険被保険者である者
- （2）震災発生時に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2号第3項に規定する特定被災地域に、住所を有していた者で、震災発生以後に本市の国民健康保険被保険者となった者

### 2 免除できる要件

- （1）震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたこと
- （2）震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと
- （3）震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明であること
- （4）震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したこと
- （5）震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がないこと
- （6）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていること
- （7）原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていること
- （8）その他、（1）から（7）に類する事由があること

### 3 免除の範囲

免除の対象となる一部負担金等の範囲は次のとおりとする。なお、今回の免除措置は、免除対象者が保険診療を受けた際の自己負担額を免除するものであり、差額ベッド代など保険診療に含まれないものについては、免除の対象には含まない。

- (1) 一部負担金
- (2) 食事療養標準負担額
- (3) 生活療養標準負担額
- (4) 以下の給付を受ける際に支払う一部負担金や食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額に相当する自己負担  
(保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費)

### 4 免除措置の適用期間

免除措置の適用期間は、平成23年3月11日から(原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった方については指示があった日から)、平成24年2月29日までの期間とする。

なお、次の場合は、適用期間はそれぞれに定められた期間までとする。

- (1) 生計維持者が行方不明である場合は、生計維持者の行方が、明らかとなるまでの期間とする。
- (2) 原子力発電所の事故に伴う政府の屋内退避指示等があった場合で、指示が解除された場合は、別途定める日までの期間とする。

### 5 国民健康保険一部負担金等免除証明書

免除対象者は、平成23年6月30日までの間は、免除対象者であることを保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に申し出ることにより、一部負担金等の徴収猶予を受けることができる。

平成23年7月1日以降については、国民健康保険一部負担金等免除証明書(様式第1号。以下「免除証明書」という。)を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

- (1) 一部負担金等の免除措置に係る申請(以下「免除申請」という。)については、免除対象者によるものとする。
- (2) 免除申請に当たっては、免除措置等を受けるに当たり、国民健康保険一部負担金等免除申請書(様式第2号。以下「免除申請書」という。)に、資格確認書及び免除対象者である事実を確認できる書類を添付すること。ただし、資格確認書の交付を受けていない者については、資格確認書の添付は不要とする。

## 6 申請の添付書類

添付書類は2で規定する（1）から（7）の要件に関して次とおりとする。

### （1）住家の全半壊等の場合

り災証明書・被災証明書

（航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、長期避難世帯として取り扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しない。）

### （2）主たる生計維持者の死亡等の場合

ア 主たる生計維持者が死亡した場合

（ア） り災証明書・被災証明書

（イ） （ア）にその旨の記載がない場合は、死亡診断書

（ウ） （イ）のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書

（エ） 警察の発行する死体検案書

イ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合

医師の診断書

### （3）主たる生計維持者の行方が不明の場合

警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

### （4）生計維持者の業務廃止等及び失職等の場合

ア 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出される廃業届、異動届の写し等）

イ 事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）

### （5）原子力災害対策特別措置法の適用の場合

避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（保険者において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。）

### （6）その他（1）から（5）に類する事由を確認できるもの

## 7 免除証明書の発行

（1）認定を行った際に一部負担金免除等台帳（様式第3号。以下「免除台帳」という。）に被保険者の記号番号等必要事項を記載するとともに、併せて免除の認定を受けた者の氏名、発行年月日、有効期間等必要事項を記載する。

（2）免除申請を受けた場合は認定を行い、免除証明書を被保険者に対して交付する。

（3）免除対象者に該当しないと認めるときは、免除台帳に却下年月日等を記載するとともに、免除申請却下通知書（様式第4号）を作成し、申請者に通知する。

## 8 一部負担金等の還付

保険医療機関等に既に支払った一部負担金等は、次に該当する者が申請を行うことにより、還付を受けることができるものとする。ただし、既に高額療養費の支給を受けている場合等においては、当該支給額を控除した額を還付する。

- (1) 平成23年6月末までの支払猶予期間に2の(1)から(8)までのいずれかの要件に該当していたが、一部負担金等の支払いを行った者
- (2) 支払猶予期間の終了後であって、保険者の理由によって免除証明書の交付を受けていない免除対象者その他の免除証明書を保険医療機関等に提出しなかったことがやむを得ないと認められる免除対象者

## 9 還付申請

- (1) 一部負担金等の還付を受けようとする者は、国民健康保険一部負担金等還付申請書(様式第5号。以下「還付申請書」という。)に、理由を記載した上で保険者に申請し、併せて国民健康保険一部負担金等還付請求書(様式第6号)を提出する。
- (2) 還付申請書には、6の(1)から(7)までに掲げる書類のほか、保険医療機関等が発行した領収証又は既に支払った一部負担金等の額を確認する書類を添付する。
- (3) 還付申請書と併せて免除申請書が提出されたときは、保険者は免除申請者が要件に該当すると認められ、4の免除措置の適用期間に定める免除措置の期間内である場合には、免除証明書を発行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。